

開示決定期限の延長の特例規定の適応に対する不服申立書

国立研究開発法人
国立循環器病研究センター
理事長 小川 久雄 様

令和3年2月9日
開示請求人 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
代表 多田雅史

前略

請求人が、令和2年11月10日、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、貴殿に対し、法人文書の開示を請求した件について、同法第10条は、「前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。」と定めている。ところが、貴殿は、令和2年12月10日、同法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知するとして、開示期限を『令和3年11月15日（月）』として、請求人にその旨を通知した。

しかしながら、その延長期間は、開示請求日から、実に、1年と5日間（370日）を延長するものであり、「30日又は60日以内に開示決定を定める同法の立法趣旨」（同法10条）に完全に違反するものである。そこで、請求人は、本件開示決定期限の延長にかかる特例規定の適応が、同法11条が定める「開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」に該当するか否かについて、裁判所の判断を求めることとした。また、本件開示請求に対して、貴殿は開示請求法人文書の隠蔽を目的として開示期限の延長特例を適応しているため、請求人は、併せて、本件開示請求の法人文書の開示決定を求める事件についても、提訴することとした。

請求人は、本件開示請求は、同法10条2項のとおり、開示請求日から遅くとも60日以内に開示決定し、速やかに法人文書を開示すべきであると思料する。よって、本書で、貴殿にその旨を通知する。

草々

複写

複写

差出人 〒461-0001
愛知県名古屋市東区泉1-1-35ハイエスト久屋5階柴田・羽賀法律事務所内
全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

代表 多田 雅史

受取人 〒564-8565
大阪府吹田市岸部新町6番1号
国立研究開発法人国立循環器病研究センター

理事長 小川 久雄様



この郵便物は令和3年2月9日
第12485926401号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2021020919253500100000号

